

●当座勘定規定(一般当座用)

●当座勘定規定(個人当座用)

変更後	変更前
<p>第 31 条 (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	(新設)

●当座勘定規定(専用約束手形口用)

●当座勘定規定(コマーシャル・ペーパー専用口用)

変更後	変更前
<p>第 28 条 (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	(新設)